

安政江戸地震による関宿藩領の震災史料を見る

中村正己

はじめに

平成二十三年（二〇一一）三月十一日午後二時四十分に起きた東日本大震災は、マグニチュード9.0クラスの大地震と巨大津波が発生し、そして福島第一原発事故により未曾有の危機を招いた。この震災の結果、死者・行方不明約二万人余、負傷者五千七百人、建物の全壊十萬二千七百余棟、それらの被害額は約十六兆九千億円となつた。（八月九日現在・読売新聞より）さて、近代迄の関東地方における大地震は、年代順に言うと、まず第五代將軍綱吉時代の赤穂浪士四十七名が吉良邸に討ち入りしてから一年経た元禄十六年（一七〇三）十一月二十三日に起こつた「元禄関東大地震」が挙げられる。震源地は、関東南部の相模湾（相模トラフ）に沿つて海底に延びるプレート境界である。房総半島北東端の大吠埼から伊豆半島南東の下田に至る沿岸が津波に襲われ、千五百棟近くが流された。マグニチュードの規模は8.1を記録したようである。

その次の大地震は、安政二年（一八五五）十月二日に起こつ

た「安政江戸地震」である。この地震については、関宿藩領に残されていた震災状況の史料をもとに、安政江戸地震の起り・地震の情報紙「かわら版」の出現・地震と鯰絵・災害と救済など、民衆の民俗信仰を取り入れた地震の社会史を本稿で取り上げることにする。

そして、最後の大地震が安政江戸地震から六十八年後の大正十二年（一九二三）九月一日に発生した「関東大地震」である。マグニチュードは7.9の規模で、震度が6強の数値を示した。死者・行方不明約十万余人のうち圧死者一万四千人で、それ以外は火災による犠牲者であった。全壊家屋は十二万八千余棟、焼失家屋が四十四万七千余棟と記録されている。

一 安政江戸地震の起こり

安政江戸地震が起こつた日時は、安政二年（一八五五）の十月二日夜四時（午後十時）である。地震は江戸の街を直撃し、地盤の軟弱な江戸下町に激しい揺れが襲つた。強震であつた場所は、本所・深川・浅草・下谷・神田小川町・小石川・江戸城

の曲輪内で、麹町・四ツ谷辺りは弱震の地域で、震度が6と推測されている。江戸城では城郭の石垣が崩れ、諸門が倒壊した。

そして、犠牲者の多くは密集した裏通りにある棟割納屋の住人（店借人）であつた。その死因は圧死によるものである。さらに、江戸の各地から地震と同時に火災が発生した。翌日の昼頃迄に、武家地・寺社地・町方合せて長さ凡そ二里十九町余、幅平均して二町余の土地二・二平方キロメートルを焼失した。地震と火災による被害状況は、死者数四千二百九十三人、負傷者二千七百五十九人、倒壊家屋一万四千三百四十六棟、倒壊土蔵一千四百四棟であつた。特に、火災による被害が著しかつた街は新吉原であった。そこは周囲が「おはぐろ」で囲まれていて、出入り口が大門だけであつた。溝に架かる緊急用の刎橋を降ろす間もなく火の海となり、遊郭にいた遊女千人余が犠牲になつた。地震発生時、江戸の街は武家地・寺社地・町人地に区分されていて、全体の面積が七平方キロメートル四方であつた。その割合は、武家地が約七〇%、寺社地と町人地が各々十五%で構成されていた。総戸数は十四万九千二軒で、人口は五十六万四千五百四十四人の町人が住んでいたと推計されている。

寒川旭著『地震の日本史』によれば、専門家達の間では地下深部で発生したマグニチュードが7前後の規模であつただろうと想定している。遠田晋次氏（産総研）は、地下に滑り込んでいる太平洋プレートの先端が首都圏の下で切り離され、フィリピン海プレートとユーラシア大陸プレートの間に挟みこまれている境界から江戸地震が発生したと説いている。

笠亭仙果（戯作者・狂歌師一八〇四～一八六八）筆の『なみの日並』によれば、地震の翌々日には「けふは地震火事方角づけ」というものがあちこちでうられている」というように、「かわら版」が出回つたことが記されている。その中で特徴的なのが、多色刷りの鮫絵である。絵柄には、神の御使いとしての大鰐、「それを抑制する鹿島神宮の「要石」、庶民の気持ちを代弁する「鮫男」などが登場している。そこには、吉原の遊女達が左官達に小判を与える絵、逆に鮫が復興に立ち上がり立派な人達から接待をうけている絵など、自由奔放に描かれている。中には、鹿島大明神に矢を射かけられた鮫が切腹して小判を吐き出す鮫絵もある。鮫絵は瞬く間に爆発的人気を集めだが、幕府に版本が没収され、三ヶ月ほどで姿を消した。

地震で恩恵を受けた鮫絵の中には、大工・鳶・左官・土方・読うり（かわら版売り）・花魁など、七福神が初夢の宝船に乗つている姿も描かれている。

その他の「かわら版」としては、大伝馬町一丁目の品川屋久助が江戸絵図に焼失場所を朱で示したものがある。それを版元に六枚百文で卸売りしたところ、摺りが間に合わないほど売れただようである。一方、馬喰町三丁目の両国屋庄吉が地震で倒壊した地域と出火場所を示した一枚半の方角付を売り出したところ、一万枚程の「かわら版」が完売したことである。

安政江戸地震の記録として、幕末から明治初期の文人・齊藤月岑（一八〇四～一八七八）は『武江地動之記』と『地震潰屋焼失場所付絵図』を作成し、十月七日頃から絵草紙屋で商いを始めたようである。

二 安政江戸地震に関する情報誌「かわら版」の鮫絵等について

風刺紙『地震やくはらひ唱』の流行

風刺紙『地震やくはらひ唱』は、大晦日に厄落としのために歌つて歩く厄払いの唄をあてがつた五つの唄を納めたものである。表紙には、鹿島が鯰を御神鏡で威嚇している絵が描かれている。

一・ハア、ヲめでたいな、ヲめでたいな、大名づくしではらいましょう。すぎし二日のご祝儀に・・・・・。

(時の老中内藤紀伊守信親、若年寄酒井右京亮忠毘などの大名の名称が地震崩れの場所に織り込んで歌われた。)

一・ハア、ヲねむたいな、ヲねむたいな、今晚、今宵のぐらつきに身の用心とまワリましょう。

(地震で家に帰れず、野宿する光景を表現している。)

一・ハア、ヲてつかいな、ヲてつかいな、八方奈落の地の底にいたなまずのぬらぐらがどぶしたひよりの瓢箪

(地震の主である鯰を、鹿島がとり押さえる絆縛を表現している。)

一・ハア、ヲめでたいな、ヲめでたいな、はやりものにてはらいましよう。たかくさかつてているときハさかつていづる材木屋・・・・・。

(地震後、材木屋・左官・屋根屋・鷺など、職人の繁昌を取り入れている。)

一・ハア、ヲめでたいな、ヲめでたいな、太平歌にときつ風(仮宅「仮住まい」繁昌の中の目出たさを民衆によつて歌われた。)

安政江戸地震と鯰の伝説

地震と鯰との関係は、次のような伝説がある。陰暦の十月は、全国の神々が出雲大社に人々が集まる月である。そこで、「鹿島神」は、留守を夷神に託して出雲に出かけた。その間、「鹿

島神」がいなくなつたため、「要石」の押さえが充分でなくなつた。それによつて、地底に閉じ込められていた鯰が動き出したので、地震が起つたというものである。

三 地震の影響による江戸職人の手間賃及び物価騰貴について

地震の影響による職人及び物価の騰貴率を見てみると、家屋や土蔵の建て直しなどをする大工・左官の手間賃は、一日に付き公定手間賃が六匁(八、四〇〇円)のところ、地震後は銀四十五匁余(六三、〇〇〇円)で、七倍以上であつた。屋根屋は三十四匁余(四七、六〇〇円)で五倍強、鷺人足は公定手間賃が三百九十六文(九、九〇〇円)のところ、七・二倍の二千八百五十文(七一、二五〇円)、土方黒鍬附人足は公定手間賃が四百文(一〇、〇〇〇円)のところ、十二倍の四千九百六十二文(一一四、〇五〇円)、土方平人足は公定手間賃が三百文(七、五〇〇円)のところ、十七倍の五千百文(一二七、五〇〇円)であった。

「わらじ」は一足の代金が七十四文(一、八五〇円)、「わらぞうり」は四十四文(一、一〇〇円)、たる柿は一個二十八文(七〇〇円)『平常の時は六文位(一五〇円)』であつた。

※()括弧は現在の賃高等である。

四 幕府の救済策について

町方の救済方法については、江戸町奉行所において次の様な事項が定められた。

一・罹災民への炊き出し、握り飯を配賦する。

二・宿なしになつた者の立ち退き先として、「御救小屋」を

建てる。

三・怪我人の救護・手当をする。

四・日用品の確保を諸問屋に命ずる。

五・国々より諸職人を呼び集めるよう、職人仲間の総代に命ずる。

六・売り惜しみや買い占めを禁ずる。

七・諸物価・職人の手間賃の騰貴を禁ずる。

八・与力・同心に町中の見廻りや救助・取締りをさせる。

九・町名主中に震災対策を命ずる。

御救小屋の設置場所と開設期間

一・浅草雷門前

所在地 浅草東仲町広小路

収容人員 六百四十六人

開設期間 十月五日より十二月上旬

二・幸橋門外

所在地 浅草東仲町の火除明地

収容人員 四百五十二人

開設期間 十月六日より十二月上旬

三・深川海辺続

所在地 深川高橋の東で一町二間の所

収容人員 六百三十三人

開設期間 十月五日より十二月中か安政三年正月中

四・深川永代寺内

所在地 深川高橋の東

収容人員 四百五人

開設期間 十二月十二日より安政三年正月二十六日

五・上野山下

所在地 深川高橋の東

収容人員 五百六十一人

出典

『見聞雑録』『武江地動之記』『なゐの日並』

炊き出し

炊き出しの場所は、向柳原町会所・上野大門町（松坂屋焼跡）・牛込神樂坂穴八幡御旅所・芝神明宮境内・深川永代寺の五ヶ所であった。十月十三日から十九日迄の七日間、握り飯の配布をおこない、炊き出しを受けた人数は延べ二十万八千余人であつた。『武江地動之記』

御救米受給者

安政江戸地震における御救米の受給者は三十八万余人であつた。支給期間は、十一月十五日から十二月二十四日迄に一人につき、男が白米五升、女及び十五歳以下・六十歳以上の者が白米三升を幕府から支給された。

なお、支給対象者は震災を受けた人に限らず、生活に困窮している人も救うという規定があつた。『撰要永久録』

一・棒手振（行商）の日雇いなど、その日稼ぎの者。

一・職人の手間取りで、その日暮らしの家族を養っている者。

一・道心者・托鉢の者。（得度を受けていない半俗の僧尼）

一・場末地の僅かな土地の地主、家主で家賃での収入が少な

く、その日稼ぎに出ている者。

一・表店で商いをするが、僅かな売上金しかない者。

一・下細工などの居職。

五 安政江戸地震における関宿藩領関係の史料について

関宿藩江戸藩邸被災通達

史料（一）

御触書

去ル二日夜地震ニ而江戸表所々出火ニ付、夫々手配相防、三日朝六ツ時過消火相成、并御上屋敷表御門潰、其外御長屋・御土蔵・御殿向所々大破、新堀御屋敷・御土蔵潰、御長屋其外破損、深川御屋敷之儀は御殿向并御長屋壊棟潰、御長屋所々大破、小日向御屋敷近辺火ハ無之、同段大破ニ相成。

一 奥様・鎌吉様深川御屋敷へ御立退之所、益御機嫌克被成御帰り、貞恭院様ニ者（は）御庭江御立退の處、後弁（へ）御上屋敷被為入候。

右の趣、町々大小の御百姓・寺社并門前・店借等ニ至迄、不洩様申聞承知可仕もの也。

十月五日

「安政式年卯正月吉日 御用留帳」

町役所

昨二日夜四時過ヨリ大地震之処、御上屋敷表門潰、其外御藏・御長屋御殿向所々大破相成、御曲輪内外ヨリ出火相成候得共、先刻条無之上様方益御機嫌能深川御屋敷江被成御立退候。此旨村々大小之御百姓・寺社并門前・水呑・店借等迄不洩様申聞承知可仕者也。

卯十月三日

村井紋次郎

史料（二）

史料（一）・史料（二）は、江戸城西の丸下の関宿藩上屋敷、北新堀の同藩中屋敷（現東京都中央区）、深川の同藩下屋敷（現同江東区）、小日向の同藩抱屋敷（現同文京区）の地震による損害状況及び関宿藩主久世廣周（当時老中職）の夫人・長子廣文（鎌吉）・廣周の母（貞恭院）の消息を伝えたものである。

十一月十一日 天氣 午暖氣也

大野愛助 小野田寛七郎
小田部謙次郎 大久保晋輔 喜多山兵太夫

右御触之趣承知仕、村中不洩様申聞、披見之上村下江受印、早々順達留村ヨリ可相返候。以上。

十月

山下好之丞

百戸 寺久 三村 上出嶋 借宿 若林

岩井 富田 下出嶋 駒跳 中里

小泉 大崎 矢作 大谷口 法師戸

長谷 小山 筛打

右村々役人

「御用留」

地震之節、御領主様・若殿様其外御立抜ニ而、万年橋ニ而前後難儀ニ候故、岩藏船を引付御領分境町之堀ニ候間、何連ヘ哉御送り申候間、御滞城下哉之由申候居ニ付、女中一何

同御乗船之思召ニ候処、御家老杉山様船中津波之程も無心

元先非も有之候間、御■■ニ被成候旨、右ニ付御乗船之儀

申出候心底心明ニ付、境町船相糺候様小頭ヨリ尋ニ付、五右衛門手船望飛乗与之段申上置候処、追而沙汰ニ及候与之事。

関宿御船ヨリ向かし木村船御堀へ船相廻候様申付られ候処、途中ヨリ脇道へ逃候段是も同御糺ニ相成候。追而御沙汰之儀ニ御座候。是以て心得違ひ之事共名乗りで候旨者雲泥之相違平日心得方ニ有之候事。數多之中ニも心遣たる者少ク、右様過怠之節者万心掛専要御事ニ候。

「日新記（日記）」 安政二年十一月

史料（三）は、関宿藩主久世廣周親子の避難に際して書き留めた「日記」（小松原家文書）である。これによると、領主と若殿の廣文が境河岸の河岸問屋・五右衛門（小松原）の手船や関宿向河岸の木村船を利用して、関宿城下を離れたことが窺える。

史料（四）
地震による堤破損箇所御普請願差出書
以急廻状申入候。然者（は）、此度地震ニ付破損所、堤并杭

出国役御普請相願度村者（は）一兩日中之内取調ニ早々可差出候。披見次第早々順達可被致候。以上。

十月十二日

藤井辰蔵様

若林村送り

「御用留」

史料（四）は、堤防の大破に付き、国役普請をお願いしたいので、早急に破損箇所を調べてほしいという要望を若林村から関宿役人に宛てた差出書である。

史料（五）

関宿城圍堤大破に付人足出勤相談廻状文書
以廻状得御意候。嚴寒之砌御座候処、各様方愈御清榮被成候珍重之御儀奉致候。就者去月二日大地震ニ而関宿御城圍堤大破ニ付御領分邑々ヨリ人足出勤被仰付之儀、御相談申渡儀御座候間、明後八日早朝岩井村ヨリ御直参ニ而御出会候義願上候。委細御面会之節方々可得候。此廻状早々順達留り村ヨリ御返候可被候。以上。

卯十二月

酉上刻留

岩井村

鈴木為治良

取締

民右工門

甚五左衛門

「御用留」

史料（五）は、関宿城圍堤の大破に付き、領内村々に対しても足の出勤に関する相談会を開催するという内容の書状を直属の岩井村から差し出されたものである。

史料（六）

郷村中間へ破損箇所取調並びに江戸出府について差出覚

覚

一 以急廻状申入候。然者（は）、昨二日夜地震ニ付、破損

所出来、之乍御苦勞今晚御取調、明四日五ツ時迄ニ、関宿御役所御届可被下候。且又所変事ニ付、郷中間江戸出府被仰付候間、兼而御談申置候通是又明五ツ時迄ニ御役所罷出候様御取計可被成。極意御用向ニ御座候間、吳々も無間違御差出可被下。以廻状、乍夜中即刻御順達、拙

者方へ御返被下候。以上。

卯十月二日

鈴木為次郎

史料（八）

焼失破損藏の普請材木等は領分の問屋仲買人を以て取扱触書

「前略」

西上刻
同 壱人 百戸邑
同 武人 長須邑
同 壱人 鶴戸邑
「御用留」

史料（六）は、関宿藩領内における損害箇所の調査と郷中間（百戸村・長須村・鶴戸村）の江戸出府を仰せ付けた内容の書状を書き留めたものである。

史料（七）
震災による材木其外商い物の売買賃値上げ無ニ付御触書
御触書

此度江戸表地震出火付、材木其外諸色商人共ヨリ在方江注文申遣シ候ハハ、義丈元値段下直ニ売上ニし買賃など決而引上申間鋪候。若謂高直ニいたし候。若於有之者（は）可為曲事者也。

「以下略」

卯十月十八日

町役所

「安政式年十月吉日 御用留」

史料（九）

安政二年

史料（八）は、居屋敷内の土蔵の焼失や破損に際し、領内の問屋・仲買人は建て替えに要する用材などを公平に取り扱い、決して武士は当事者同士が直接会つて勝手に商いの行為をしてはならないという内容の触書である。

卯十一月

町々

「安政式年十月吉日 御用留」

町役所

史料（七）は、建築資材や他の商品の物価が騰貴するのを抑制した触書である。

史料（七）は、建築資材や他の商品の物価が騰貴するのを抑制した触書である。

領市太郎・兼吉、喜多藤出店浅草質店相潰也召死致中以、右地震之義者前代未聞大震災而江戸・浅草・深川・本所辺強震申候。

「下總國関宿境町名主總代覚書」

史料(十)

乍恐以書付奉嘆願候

境町名主箱嶋善右衛門奉申上候者、御構御預金之義御物入多く候ニ付、十五日迄ニ皆済可仕旨嚴敷被仰付奉畏候。就而者早速御上納可仕心得者御座候得共、近來世柄悪敷何渡世向ニ不限年増ニ不条年ニ而、年々之暮込難渋折柄、此度地震之義も私義ハ土蔵三ヶ所之内二棟者破損致壊棟者(は)潰シ候様ニ罷成新規立替ニ不仕候而相成不申上年々以難渋至極ニ付、御上納方ニ差支無拠不顧恐奉嘆願候間、何卒格別之御慈悲を以て、此度御上納之義御猶豫被成下置候様偏ニ奉願上候。右願通御聞済ニ相成候得者多人數之家内一同相助リ渡世方差支無之、莫大之御慈悲者(は)難有仕合ニ奉存候。以上。

安政二年卯十月

御勘定御役所様

「安政式年十月吉日 御用留」

史料(十一)

覺

一 土蔵

武間半 壱棟

箱嶋善右衛門

但シ西側壁不残破損

一同 三間半 壱棟 同人
三間 但シ北側東側壁屋根共破損

武間半 壱棟 小林孫四郎
三間

但シ北側壁破損

佐々木忠兵衛

五間

但シ南側北側鉢巻破損

一 土蔵

三間

但シ北側鉢巻破損

一 同

六間

但シ北側破損

一 同

四間

但シ東側西側破損

一 見世土蔵

三間半

但シ東側西側破損

一 同

六間

但シ東側西側破損

一 見世土蔵

三間半

但シ東側西側破損

箱嶋善右衛門

町御役所様役人中

「安政式年十月吉日 御用留」

史料(九)から(十一)は、中利根川の関宿の対岸に位置する境町の豪商、且つ名主格であつた箱島家が地震による被害状況を記録したものである。箱島家の土蔵の破損、関宿藩領向河岸の御用達人・喜多村藤藏家の浅草質店の破損、そして台町の濱野屋で犠牲者(死者)が出たということは、前代未聞であつ

た。そして、箱島家は年貢の皆済延納に関する「嘆願書」を勘定所宛に提出している。因みに、箱島家は江戸期に与謝蕪村と交遊関係があつた俳人「阿誰」を輩出した家柄である。

史料（十一）の覚書は、境河岸における土蔵の大破について書き上げたものである。

むすび

昨年九月一日の防災の日に、中央防災会議で東日本大震災以降、地殻に加わる力が変化したことによつて、近年中に東京湾北部でマグニチュード7.3クラスの地震があり、東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県を中心に震度6程度の「首都直下型大地震」が起ころる可能性があると発表された。震源地は東京湾北部ばかりでなく、多摩・茨城県南部のプレート（岩盤）と未確認地の「立川断層群」や「三浦半島断層群」も含まれてゐる。この地震による被害は、死者・行方不明一万一千人うち焼死者六千余人、負傷者二十一万人、建物の全壊十九万五千棟、建物の全焼六十五万棟、被害額百十二兆円と想定している。

私たちの国で暮らし続けるには、地震との共存は避けて通れない。このため、過去の地震から多くの知識と教訓を得ることが大切である。

本稿の記述にあたり、史料の閲覧及び掲載にご協力を頂いた小松原康之助氏（茨城県境町）・境町歴史民俗資料館、そして史料の解説に際してご教示を賜つた当館古文書研究会員の谷内徳次・小島孝夫両氏に感謝申し上げる。（了）

参考文献・引用文献

『安政の大地震と民衆』 著者北原糸子 一九八三年九月三十日第一版第一刷発行 発行所株式会社三一書房
『地震の日本史』 著者寒川旭 二〇一一年六月十五日増補版 再版 発行所中央公論新社

「御用留」安政二年正月吉日 茨城県猿島郡境町 小松原康之助家所蔵文書

「日新記」安政二年十一月 茨城県猿島郡境町 小松原康之助家所蔵文書
「御用留」安政二年 慶應大学所蔵百戸倉持敏男家文書
「下総国関宿境町総代名主覚書」 茨城県猿島郡境町 箱嶋家所蔵文書

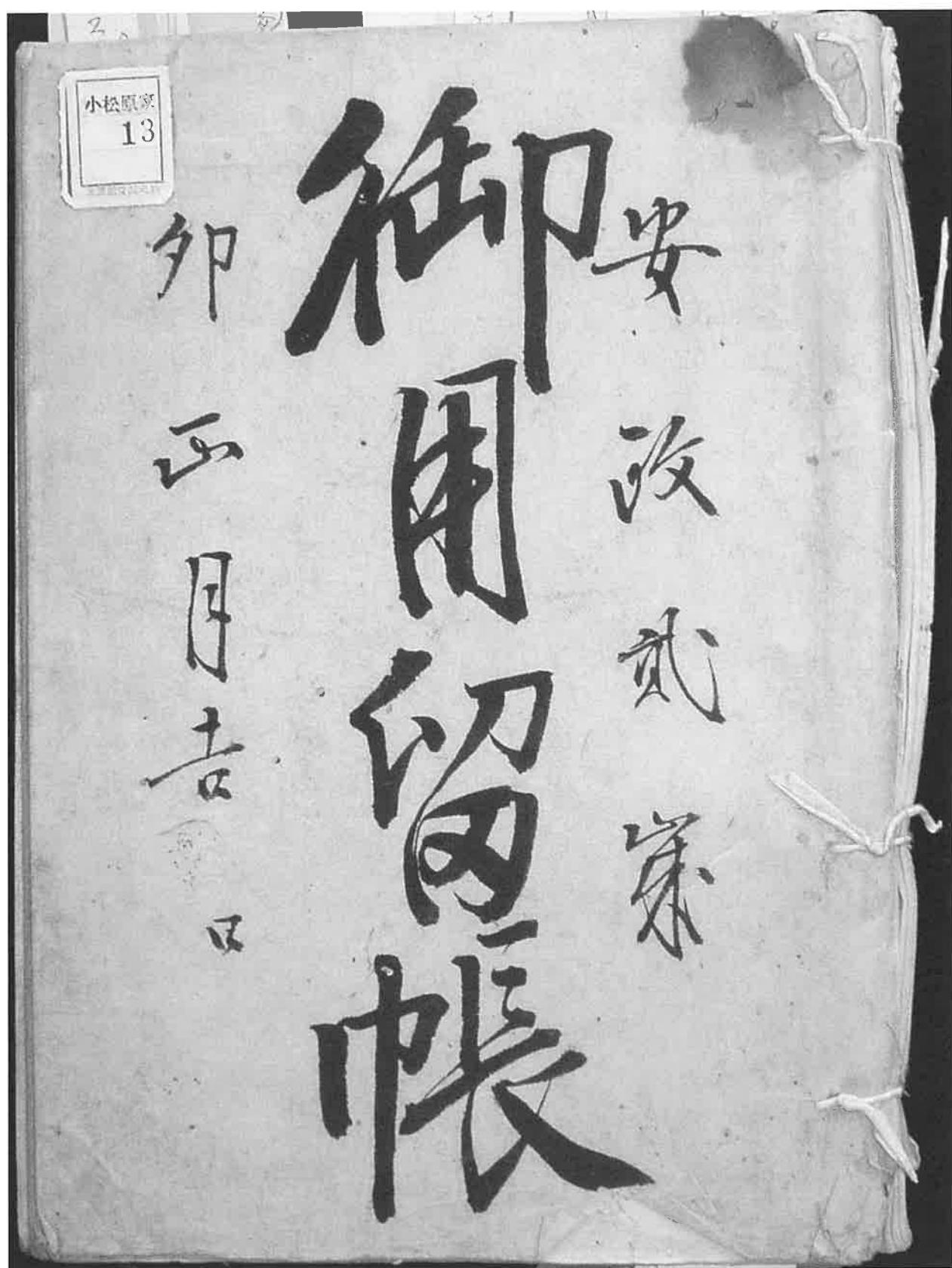
『下総境の生活史 史料編近世II 村の生活』 平成十四年一月二十一日発行 発行者境町

（なかむら・まさみ 当館展示協力員）



「鯰絵」(町田市立博物館所蔵)

切腹して富を与えようとするナマズ、上に鹿島大明神、右に長者、左に亡者が描かれている。



小松原家文書「安政二年卯正月吉日 御用留帳（表紙）」
(小松原康之助所蔵・境町歴史民俗資料館保管)

中華書局影印

老之不休也。在官則事事順、事事順則事事成、事事成則事事順、事事順則事事順。此大有美處。但自己既已老矣，又不能成家，當上廬山，看經書，以度此日。且至歲陽節，向承之大被引，即歸山中，所以爲之。故後此年，亦不外被引。而惟金酒一席，是吾所服之藥也。其所以能無病者，亦此之緣也。不知大被之來，是何時矣？

李豫
通志集序
蓋少孤惻尤之故也

小松原家文書「安政二年卯正月吉日 御用留帳（内容）」
(小松原庸之助所蔵・境町歴史民俗資料館保管)